

参議院厚生委員会會議録第二十号

昭和二十九年三月二十九日(月曜日)午後一時二十二分開会

出、衆議院送付)

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 豊潤君
常岡 一郎君
藤原 道子君

委員 中山 壽彦君
西岡 ハル君
谷口 弥三郎君
廣瀬 久忠君
湯山 勇君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

國務大臣 厚生大臣 草葉 隆圓君

政府委員 厚生省公衆衛生局環境衛生部長 楠本 正康君
事務局側 常任委員 草間 弘司君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員 会専門員 多田 仁巳君

参考人 東京大学教授 北本 治君
日本動物愛護協合理事長 齋藤 弘吉君

本日の會議に付した事件

○狂犬病予防法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開きます。

狂犬病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。本日は本案審査上の参考にするため、伝染病研究所附属病院長東京大学教授北本治君、社団法人日本動物愛護協合理事長齋藤弘吉君の二人に参考人として御出席願つて御意見を拝聴いたすこととなつております。

参考人の方々はにお忙しいところを御出席願ひまして誠に有難うございました。この機会に厚生委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。何とぞ先に文書を以てお願いいたしまして、たように、それらの角度から御高見の発表をお願いいたします。

なお各委員の方々に申し上げますが、時間の都合上、参考人の方々の意見発表が終つてから委員の方々の御質疑をお願いいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それでは北本さんから御意見の御発表をお願いいたします。

○参考人(北本治君) 私北本でございます。余り勝手よく存じないのをごさいます。それで実は何か御質問が出来ます。それについてまあお答えをします。ということのようにより参りましたので、まともなことを申し上げます。

備が十分でございせんので、その点悪しからず御了承願ひ申し上げます。私に与えられております狂犬病ワクチンの製造方法、その効果及び副作用についてということでございます。で、順を追ひまして極く簡括的に申し上げます。

狂犬病のワクチンの製造方法であります。これは歴史的には皆様が広く御存じの通り、フランスのパストウール研究所の祖であるパストウールが一八八四年にやり出しましたわけであります。その後逐次改良が行われて今日に至つておるという状況でございます。もと／＼はこのパストウールが動物実験をいたしまして、動物実験でまあワクチンが有効であるということとを確かめまして上で人間に使つたのでございますが、そのワクチンと申しますのは、動物にわざと狂犬病にならせまして、その動物の脳脊髄を乾燥滅毒いたしたものでございます。つまり苛性加里が有ります中に暫く吊して置く、或いは苛性加里の上に乗せて置くというふうなことをいたしまして、狂犬病にかつた動物の脳脊髄を要するに乾燥いたしまして、滅毒いたしまして、そしてそれを人間に刺す、こういうわけでございまして、勿論非常に強い毒でありますというところ、人間にそれが発病してしまうわけでありまして、医者のほうで申しますと街上市毒というものをだん／＼と動物にかけ、それを繰返して参りますという

と、いわゆる固定毒と申しまして、毒力が非常に減りまして、併しこの免疫性を附与する力は十分に保たれる。而もそれが早く現れて来るというふうな性質を持つて参るのであります。そういう固定毒を用ひましてまあそういうことをやるわけであります。そういうワクチンが連綿と長い間続けて行われておつたのであります。伝染病研究所におきまして、永年の間そのワクチン製造いたしたり、使用いたしたりしておつたわけであります。

これが一番最初の製造方法のあらましであります。その後こういつた乾燥によつて滅毒したワクチンが、効力において不安な点が多少あるというふうなことが言われるようになって参つたわけであります。で、諸家の発病の報告等を見まして、まあパーセントは低いのでありますけれども、大体〇・五％前後の発病者があるというふうなことが、殊にこの頭でありますとか顔、頸或いは耳というところを噛まれた場合には、非常に毒の脳に達することが早く且つ強くあります。ワクチンで治療いたしまして助からない場合がまああるわけでありまして、殊に目の玉なんかを噛まれますというところ、目の玉の神経を伝わつて脳に入りまして、殆んど助からないというふうな状況でございまして、終戦後狂犬が多くなりました際に、折角ワクチンを使うまでも、犠牲になる人が相当に出たわけであります。東京都

におきましては私どもの承知いたしてあります。一、二の事例といたしましては、杉並区でたしか一個所で五人が一度に咬まれて、それでその五人が旧来のワクチンを射したのであります。が、そのうち三人が発病して死亡したというふうな例が終戦後あつたわけであります。それで折角ワクチンによる治療の効果が薄いのであります。で、これでは改良の必要があるということになりまして、伝染病研究所におきまして諸方面のそのような御努力と一緒に参りましてやつたのが、不活化ワクチンの応用でございます。で不活化ワクチンと申しますのは、これは先ほどの乾燥によつて滅毒をするというのから一歩進みまして、この固定毒に對しまして薬品を加へまして、ホルマリンでありますとか、或いはマーズニンでありますとか、石炭酸でありますとか、いろいろ薬物を用ひさせまして、病毒を不活化させるといふ方法であります。でありますからして、この場合ににおきましてはこの原始的なワクチンに比しますと、なほ一層強力で、而もまあ副作用が少くなるのはなからうかという見込みで、いろいろ行われたわけであります。ところがこの狂犬病の治療の実験と申しますものは、なか／＼人体の場合と動物の場合とが必ずしも一致いたしません。動物実験の成績即人間の応用というわけには参らないのであります。で、旧来のワクチンを使いながらそれにしようという不活化ワクチンを併用いたします

という方法をとつたのであります。これは実は私の前の、前院長の頃にそういうことが大分行われたのであります。私はそれをデータの上でお伝え申し上げます、頭を咬まれたり、首を咬まれたりしたという従来ならばワクチンがしばしば無効に終わったような例にも有効でありまして、犠牲をなくすということに成功したわけでありまして。

ところが一方におきまして効果が著りましたと同時に、まあ副作用が今度目につくというような傾向が現われて参りました。この副作用と申しますのは、実は統計がなかなかとりにくいのでございます。それで従来のものに比較してどうということはないが、むずかしい場合が多いのであります。どうも副作用が多いようであるというようなデータが出ましたので、その後この副作用を除くためにワクチンの改良をしくちやならないというふうになつて参つたのであります。でそれにつきまして我々もがやつておりますのが、紫外線による不活化であります。従来化学薬品によつて化学的に不活化しておりましたのを、今度は物理的に不活化させるという方法に移つて参つたのであります。つまり紫外線を一定の時間かけまして、そういたしましたので、それによつて病毒を不活化したものを射す、こういうことになつて参つたのであります。でありますので、乾燥滅毒ワクチンから化学的薬品による不活化ワクチン、物理的操作による不活化ワクチンというふうに移行して参りまして、現在行われておりますのは、伝染病研究所においては紫外線照射のワクチン、紫外線による不活化ワクチン一本に現在なつてゐるわけでありまして、その他の製造所において作つておりますのは、石炭酸不活化ワクチンであります。でありますから日本全国として見ますと、石炭酸不活化ワクチンと紫外線照射ワクチンとが並んで行われておりますのが現状であるというふうになつてゐるのであります。

で、非常に細かい製造方法につきましては省略をいたしまして、次にその効果というところでございますが、先ほどもちよつと申し上げましたように、旧来のワクチンの場合には首や頭その他を咬まれますと、今日の毎日新聞にも引用されておつたようでありまして、大体一〇・八%の発症率があつたのであります。で上肢を咬まれた場合には、三・五%、下肢を咬まれた場合には、三・五%という率におきまして、折角ワクチンで治療をいたしましても発病を防ぎ得ないという状況であつたのであります。その後化学的物質による不活化ワクチン、それを併用するようになつたのであります。で頭部、顔面を咬まれた九十七名の中からも一人も出ておりませんし、上肢を咬まれた五百二十五名も一人も発症をいたしておりません。下肢の二百六十二名の中からも一人も発症していません、こういうような状況になつております。効果が優れて参つてゐる。

次に紫外線照射ワクチンであります。紫外線照射ワクチンも非常に効果はいいやうであります。で頭部、顔面を咬まれた者は、その後狂犬病が減りましたので十五名が統計に出ておりますが、それも発症は全然ゼロであります。上肢を咬まれた二百十七名同じくゼロ、下肢の百五名同じくゼロ、こういうふうなことになるのであります。これに関する印刷物がございまして、委員長、先生方にお配りして頂きますよう。

○委員長(上條愛一君) 有難うございまして、カルボール・ワクチン或いは紫外線照射ワクチンになりましてから、効果におきまして先ず不安がなくなつたのであります。極端な場合はどうか存じませんが、先ず大体において、顔面、頭部を咬まれても心配ないというふうな効果になつて参りました。

○参事人(北本治君) そんなわけでありまして、カルボール・ワクチン或いは紫外線照射ワクチンになりましてから、効果におきまして先ず不安がなくなつたのであります。極端な場合はどうか存じませんが、先ず大体において、顔面、頭部を咬まれても心配ないというふうな効果になつて参りました。次に副作用の点であります。今副作用の調査と申しますのは、なかなか実問題といたしますと困難な点が多々ございまして、私のほうでは医局の大谷君その他がいろいろと努力をいたしまして定期的に調査書を送りましてその返答を求めたり、或いは訪ねてみまして、実際にその患者を調査するといふような比較的刻明な調査をいたしましてそのデータを出してゐるわけでありまして、で、副作用にはまあ私どもの考えではおおよそ二つのタイプがございまして、早期に出て来ますところのタイプと少し遅れて出て参りますタイプとございまして、勿論その移行型も多少はございまして、おおよそそういう二つのタイプがありまして、予防注射を始めましてから二週間前後に始まるタイプと、早期の副作用に始まるタイプと、これは概して脊髄性に來ると申します。これは余り影響が少ございまして、手足がしびれたり、或いは

その運動が障害されたり、こういうようなことがとき／＼ある。で、その前後に少し熱が出たり、食欲がなくなりまして、嘔吐を催したりというやうな附帯の現象もあるものであります。が、主たる症状はそういう脊髄性の麻痺症状を呈するものが一つのタイプで、それからもう一つのタイプは注射後大体六十日或いはそれ以上経ちまして現れて参りますタイプであります。で、この場合には先ほどの脊髄性に比べまして、どちらかと申せば脳性に比ユアンスが多くなつて参りまして、性格が変りまして、いら／＼したり、怒り／＼なつたり、昂奮しやすくなるといふやうな症状が現れて参ります。で、多くの場合はそれが数週或いは数カ月の経過で自然に軽快をいたしまして治るのであります。中にはその後引き続きまして性格異常、ときには精神の異常を來たすという場合がまゝ見られる、こういうやうな状況になつております。それが副作用の大体の症状であります。その率は、これが昨今いろいろ注目されておるやうであります。最近のワクチンにおいては、そういうものは非常に少いと思つております。従来からの副作用のデータは先ほどお出しいたしました印刷物にも出ておるのであります。が、パストウール法におきましては合計六千三百六十七名のうちで三十六名、こういうやうな数になつておるのであります。

でありますからしてこの場合におきましても大体〇・五、六%というやうな数字になるわけでありまして、この場合に注目されますことは、十四歳以下の者と十五歳以上の者とで格段の違いがあらまして、十四歳以下の者の場合に

は普通は先ず副作用は現われることとございまして、この六千三百六十七名のうちの十四歳以下の者は二千八百三十五名におきまして副作用発現はゼロであります。十五歳以上の三千五百三十二名の中から三十六名出ておるわけでありまして、これは外国の文献などによりまして、極めてまれには十一歳ぐらいで出た例がないことはありませんが、殆んど例外的なものと申すことができます。

次に併用法を行つた場合の成績であります。マーズニンの不活化ワクチンにおきましては十四歳以下の者にはゼロ、十五歳以上の者三百九十一名中八名、合計いたしまして七百五十七名のうち八名ということになつておるわけでありまして。ホルマリン・ワクチンの場合には十四歳以下はゼロ、十五歳以上五百六十六名のうち七名、全年齢を通じて九百四十六名のうち七名というやうな数になつておるわけでありまして。紫外線照射ワクチンの場合には十四歳以下は三百三十八名のうちゼロ、十五歳以上五百名のうち二名、合計九百四十六名のうち二名、こういうやうな数になつておるのであります。大体を總括して申し上げますと、十五歳以上のいわゆる後麻痺といふやうな副作用が発現する年齢層のものにつぎましてだけ申しましてパストウール・ワクチン、古いワクチンであります。これが一%、これは十五歳以上だけでありますから十四歳以下をまぜると半分ぐらいになるわけでありまして。併用法では二%、紫外線不活化ワクチンでは〇・四%というふうな大體四分になつておるわけでありまして。これは非常に広い意味で副作用を集計

いたしました数でありまして、例えば少し熱が出てしびれるような気がするというような程度のものから含んでおるのであります。只今申し上げた数のおよそ三分の一が少し脳症状を示すというように思われる。その又大体四分の一ぐらいが性格異常、比較的強い性格異常を来たすということになりますので、大体副作用があると思われ、数の中の大体十二分の一前後がまあ精神的に性格異常乃至は精神異常を来たすということになるわけでありまして、その率は低いものであるというふうに私も思っております。従来日本におきましては、な副作用の症例報告が大体二百何十例あります中で精神異常と申していいようなものは二十例前後でありまして、そういう方面から見ましても、おおよそその数が當つておるといふように思われるのであります。最近におきましてはこの副作用も強力なビタミンB₁₂の注射でありますとか、コチゾン^{コチゾン}の注射或いは服用等によりまして、時期が早い場合には、相当な治療効果を取めることができるように今なつて参りましたので、全部をなおし得るとは言い切れないかも知れませんが、かなり処置がしやすくなつておるようなわけでありまして不幸にして診断がつきませんであちこちを転々としたしまして時期が遅れるというようなことになりまして、比較的永続的な故障を残す、こういうようなことにならうのであります。

なお、世界的な状況ではどういふことであるかということに一言触れますと、余り詳しいことを申し上げる資料はございませんが、狂犬病ワクチンをやり出しましたパストウール研究所に

おきましては、一九五二年の三月末日までは旧来のワクチンをやつておりまして、一九五〇年から五年にかけては私もあちらへ行つてみました頃には旧来のワクチンを使つておりました。その後五二年四月から石炭酸ワクチンに替へて、アメリカ方面におきましては石炭酸ワクチンと紫外線照射ワクチンとが数社から出ておりまして両方やつておるのじやないかと思われまして、傾向として紫外線照射ワクチンの製造のほうが盛んになつて来ているように私も感ずるのであります。

誠に概略であります。又後ほど補足して頂くことにいたしましたので一応これで終りたいと思ひます。

○委員長(上條愛一君) それでは齋藤さん。

○参考人(齋藤弘吉君) 私日本動物愛護協合理事長をしておりますが、この犬の問題につきましてはほかに東京都の狂犬病予防審議会の委員を二十四年九月からずつとしたしております。この問題には約六ヶ年間取組んでおります。そのほか日本哺乳動物学会などいろ／＼動物に関する面約十の会の役員をしておりますので、動物愛護協会の立場だけでなく、広くこの狂犬病予防法の今度の改正問題について意見をちよつと申し上げたいと思ひます。

動物愛護協会と申しますと、外国のほうの名前で申しますと、動物虐待防止会でございます。ことごとくこういう狂犬病予防法のようなことに反対する会のように世の中で非常に誤解されておりますが、決して私たちの会はそういうものでございまして、英、米、日の役員によつて組織されてお

ますが、その事業を遂つて申し上げますと、狂犬病にむける非常に協力しております。何年か前も英国が島国であつて日本と非常に環境が似ておるのに、狂犬病を国内から絶滅いたしました。最近約三十六年間は一頭も出ておりません。それでその特色を一つ真似たらいいだろうというので、丁度今の会長が前の英国大使夫人だものですか、英国内における今日までの狂犬病に關した法律を全部取り寄せまして、その原文と日本語とを厚生省並びに東京都の衛生局に参考までに提出いたしましたことがございまして。又現在でも私たちの協会では病院を持つておりますので、これは日本が一番設備の完備した、又立派な家畜病院であります。が、そこで浮浪犬、飼主のない犬、或いは必要のない犬などを全部収容いたしまして、そうして或る程度飼つておきまして、欲しい人がありますときにそれを全部狂犬予防の注射をうちまして、そうしてその上に雑種は繁殖させては困るものだから、雄は去勢、雌は避妊手術をいたしました上に欲しい人に上げております。そういう人をしてよつと中新聞の広告で欲しい人がないかと募集しております。それから要らない犬は、残りました犬は大体英国がとりました電氣による安楽死、一遍ですぐ死ぬ、或いは硝酸ストリキニーネの心臓における注射で安楽死をさしてあります。これで安楽死をさしてしまつた犬が今丁度統計を持っておりますが、年に三千頭以上上つております。それからなお政府のほうに今交渉しておりますが、英国の關係省から英國国内における狂犬病撲滅についての

一番権威者を日本に呼びまして、日本の状態を見せまして、これについてはどういふ施設が一番よろしいかという意見を聞いたらどうだろうということにロンドンにおりましたこちらの会長に私が照会しましたら、向うに、ロンドンにおりますうちに向うの關係省のほうに内意を打診をいたしました。これは日本政府からそういう要望があつたときには派遣し得る確信を得て、会長は一昨日の土曜日の晩に日本に飛行機で飛んで来て現在おります。本日も実は傍聴したいと言つております。本日も、外人が傍聴すると、何か日本の内政介入みたいで悪いから行かないと言つておりました。

なお、私たちの会はそういう虐待を防止するところあります。日本の狂犬病予防の仕事が非常に今日まで研究が不足だということを感じて、協会の理事の下に諮問機関を作つて、協会の下に諮問機関を作つて、これは狂犬病の対策の諸問題に關して、動物をつかまえて上野動物園の園長の古賀君、或いは飼育主任の林君、これは一昨年アフリカのナイロビに猛獣の捕獲の見学実習に約一年おりました。或いは狂犬病予防法のことを監視してやつておりました。とてから約三十年以上この事業に主任として携わりました荒木技師、或いは大澤技師、この方は日本における狂犬病の最も長い経験者であります。それらの人々及び私の病院の院長など約十名ばかりでこの委員会を作りました。現在どうしたら狂犬病の捕獲ができるか、どうしたら狂犬病撲滅ができるかという実質的な具体的案を持つております。この案によりまして私のほうでいろ／＼なことを実際に実験して

うでいろ／＼なことを実際に実験してみよう。一部薬品を今実は実験中で、それをつかまえる方法も近く実験してみようであります。そういう工合で、決して私のほうは狂犬病予防法案反対の会ではございませんので、その点を前以て御了解願ひたいと思ひます。今度の改正法案を拝見いたしました。逐条的にちよつとした意見を申し上げますが、この中で、一頁第五条の「予防員は、犬の所有者からその犬の引取を求められたときは、これを引き取つて処分しなければならぬ。この場合において、予防員は、その犬を引き取るべき場所を指定することができ、これは捨てるのを捨てさせない一つの大変いいことなであります。が、処分をするということがはつきりどういふ意味でありますか、旧来の狂犬病予防法によりまして、殺すことができる」といふことと又違つた意味で処分という言葉を使つておりますが、それは生きたままに大学とか何とか実験に供するために犬を売るといふようなことを言つておるのじやないかと思ひますが、この処分しなければならぬ」といふことの解釈をもつとはつきりきめて頂いたほうがいいのじやないか、こういうふうなことを考へております。又同時に引取るべき場所を指定すること、これが非常に疑問な点でございまして、例へて申し上げますと、東京都でそういう設備のありますのは、三河島の野犬收容所及び世田谷の野犬收容所でございます。いすれも非常に近距離な交通の不便な所でありまして、こういう事態が出ますといふと、そういう引取るべき場所、指定された場所というものが割合に交通の便利な所であつて而も

一定の設備を有しなくちやならない、
こういうことであります。現在の保健
所及び警察署にありますが設備と申しま
すのは、犬の輸送箱のような小さい真
暗な箱だけでありまして、あれでは誰
も持つて来るものはないのじやない
か。又私たちの協会でもやつておりま
すが、外国でも皆やつておりますよ
うに、持つて来られました犬や猫は飼
ておきまして、五日なり一週間なり、
そうしてその中の健康なものは欲しい
人に新しい飼主を世話してやる。い
わゆる生きる可能性を与えてやるとい
うことで、残つて欲しい人のないもの
は殺すという、生きる可能性を与えな
いと、持つて来る人が日本では非常
に少い、持つて行けば殺されるという
ことになりまして非常に少いのじやな
い、これは私どもの協会の病院でも
うなんです、持つて来てそれを五日
なり一週間なり飼つて新しい飼主、
これを希望する人のないときには殺
すよという、又持つて帰ろうかと
か何とか言つて非常に悩むのです。持
つて来るものを殺すということになる
と持つて来る人が少いのじやないか。
そういう生きる途、希望を一部に与
えて、そうしてそれを養育する一つの
犬舎なり何なりを保健所ごとに作る、
こういう設備が要るのじやないか、こ
う思うのです。

それから次のページの第六条の第六
項でございまして、これに「三日以
内」を「一日以内」に改め、これは現在
までの東京都の統計を見ますと、
大体捕まつた犬を受取りに来ますのが
三日以内だそうでございまして。三日以
内と申しますのは、持主のわかつてい
る犬は内容証明便で持主に通知いたし

ますし、捕まつても持主のわからない
犬は区役所で二日間留置いたしますの
で、抑留の三日と併せて五日間であり
ます。五日間のうちに三日以内に大体
受取りに来るから、あとの二日を除い
てもいいじやないかというところから一
日以内に改めたのでございまして。し
うが、これをできれば一日を二日ぐら
にしたほうが安全じやないか、こうい
うふうに考へております。

その次の第十条、「その発生地を
中心とした半径五キロメートル以内
における」を削る。これは狂犬病が
生じたときに従来留置令、縛つて
おく或いは口輪をかけるという都道府
県知事の発令の権限が、狂犬病の起つ
た土地から半径五キロメートル以内で
できるという制限があつたのでござい
ますが、今度この制限を除いたのでご
ざいます。この改正法案で五キロメ
ートルといふのは、大体これは英國
の法律に合つておるのでございまし
て、英國の法律で言いますと周囲十五
マイル乃至二十マイルとなつておりま
す。で十五マイルと申しますのが半径
五キロメートルなんです、二十マイルと
なりますと半径が六キロ半ぐらにな
ります。では合つておるのでござい
ますが、日本の狂犬病に罹つた犬がど
れくらいその狂犬病にかかつてから走
つてゐるかというのを調べて見まし
たら、二十年ぐらいに一、二例しか
ないのでございまして、七里乃至八里
近く走つてゐる例があるのございま
す。それではまあそういう例があるこ
ろを見ますと半径五キロメートルとい
う制限を全部とつてしまふというこ
も無理もないことと思ひますが、こ
れが第十八条の二の案殺する問題と関連
いたしますと、殆んどこれは無制限の

ようになるのございまして、十条の
改正だけでは何ともないと思ひますが、
十八条と連関いたしますとこれは非常
な権限になるのじやないか、そういう
ように考へております。と申しますの
は従来は狂犬病が出た半径五キロメ
ートルまで留置令が出る、留置令の出た
ところの犬は十八条の二の新らしい
条文によりまして殺することができ
る、そうしますために五キロメートル
以外の土地の犬は殺せなかつたのでご
ざいます。今度制限を除きましたか
ら、例えて申しますと一つの県の或る
端に狂犬病が発生した。そういうとき
に県知事の権限ですから、その県全体
に留置令が施行し得るわけなんです
が、制限がありませんか……。留
置令が県内に施行された場合に留置し
ない犬は殺することができ。そう
するとつと反対側の端でもこれは殺
されてしまふわけなんです。然るにこ
の制限の撤廃ということが第十八条の
二の案殺と関連しますと非常な大きな
力をもつて来ますので、この点の実施
の如何ということが大変問題になるの
じやないか、そういうふうに考へてお
ります。第十八条の二は「都道府県

は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅の
ため緊急の必要がある場合において、
前条第一項の規定による抑留を行うに
ついて著しく困難な事情があると認め
るときは、区域及び期間を定めて、予
防員をして第十条の規定によるけい、留
の命令が発せられてゐるにかかわらず
けい、留置されてゐない犬を殺させるこ
とができる。」で、著しく困難な事情
というのがどういふふうな判断いたし
ますか、今までの私の見ました例で申
し上げますと、私どもの眼からは何も

そんなに困難じやないと思はれる状態
なのに毒薬を用いておりました。す
でに御承知のように狂犬予防法にお
いては、第二章の通常措置においては、
狂犬病が出なくても届出とか何とかし
ない犬は捕まえて抑留しなければなら
ない、第三章で申す、それから第三章
におきましては狂犬病が発生したとき
は、狂犬病にかつた犬とか、かかつ
た疑いのある犬とか、又はそれらの犬
に咬まれた犬については、人命に危険
があつて緊急止むを得ないときは殺
することを妨げない、こういうときは殺
すことを妨げない、前のときには抑留
することができ、捕えて抑留するこ
とができるという一つの限定された法
律でございまして、こういう限定さ
れた法律がありまして、かかる限定
において毒薬を散布するのでありま
す。

去年の八月に目黒区清水町一帯にお
きまして五十個の硝酸ストリキニ
の毒だんごを散布しまして、犬が一頭
が二頭死にました。今年の十一月三
十日に東京都の真中の日比谷公園にお
きまして麹町保健所が二十五箇の硝酸
ストリキニの毒だんごを散布して
犬八頭、猫一頭、外人の飼つてゐる犬
が二頭死んでおります。そういうこと
は今の予防法では許可してゐないの
です。許可してゐないのですが、これを又
罰する、或いはそういうことは、毒薬
撒くやいけないうこととも又ない
のです。それで東京都の責任庁の局長
はこれは法の盲点である。私にこう言
いました。それは法律の盲点である、
法律の盲点ですからやつても差支えな
い、こう言つた。私はこれは国会を軽
視するものである、我々の代表の代議
士諸氏がききました国会でききました
法律でこういう場合はできる、こう

いう場合は差支えないと限定してゐる
のに、その範圍を逸脱して、そういう
はげしいことをしているのは、私は法
の限界を逸脱しているのじやないかと
いうような意見を申し上げましたが、こ
れはなか／＼そのどちらが正しいかと
いうことは、公務員法や何かじやわか
らないといふことを言われまして。こ
れは恐らく真接被害をこうむりました
人間が民法上の裁判に訴へまして最後
まで行かなくちやわからんじやない
か、こう思つております。そういうふ
うに、それらのときが、必ずしも著
しく困難な事情があるとは私は思われ
ないのであります。それから今までそれ
についての周知徹底せしめる方法が必
ずしも万全を尽していない。例へば日
比谷公園なんかは外人の非常に入
る公園であります、それに対して
して日本語で書いたものを紙に貼つて
或いはブラカードを以て示してゐるだ
けで、外国語で周知徹底せしめる方法
については手を打つてゐない。こうい
うことが私は日本の東京都というもの
が国際的な都市として外来者に対して
非常に親切を欠く一つの措置である、
私はこう申上げたのであります。これ
は或いは国法によりまして日本語だけ
の掲示でいいかも知れませんが、親切
を欠くものである、こういうふうな状
態でございまして、この法を直ちに
活かす或いは実行するとなりますと、
いろ／＼な實際の法文が或る程度結構
なものでありまして、実際に言うこ
とについては、いろ／＼な障害が、或
いは副作用が出て来るのじやないか。
で、若しもこれをどうしてもおきめ
なられるようでございまして、私は
むしろこの「著しく困難な事情」とい

うものを、条項を、薬品使用以外の方法を以てしては捕獲することが不可能な場合とはつきり言つたほうがいいんじゃないか。それから「区域及び期間」これは場所及び日時を限定し、区域というのは一つの区、東京都で言う一つの区のような地域を指すように解釈されておきますので、場所及び日時を限定しと言つたほうがいいんじゃないか。それから「けい留されてない犬を激烈に作用せぬ薬品を用いて捕獲させる」といふと、この「けい留されてない犬を激烈に作用せぬ薬品を用いて捕獲させる」といふと、自分の私案でございまして、どういふふうに考へております。従つて最後に、「その近傍の住民に対して、けい留されてない犬を薬殺する旨を周知せなければならぬ」といふのも、「薬殺」を、薬品を用いて捕獲する旨を、捕獲という言葉が必ずしも生きたままつかまえるだけでなく、狩猟法なんかによりまして、これを殺してつかまえるということもすべて捕獲になつておきますので、その狩猟法の捕獲の言葉を使ひましても、この捕獲の文句はかまわないのじやないかと思ふのであります。これは私は法律は余り存じませんが、そういうふうな解釈しております。

それでこの法案が通つたとなれば、そういうふうな一つの極めて限定されたもので通して頂ければ、まだいいんじゃないかと思ひますが、それではお前は本当はどういうものを希望しているのかと聞かれましたならば、次の国会まで延ばして頂くほうがいいんじゃないか、こう考へております、正直に申し上げます……。その理由は、まだ研究が足りない。第一に狩猟法です。ね、ハンティング・ロー、私も狩猟法による東京都の狩猟監視員をいたしてありますが、例えば狩猟法の第十五条に「鳥獣ヲ捕獲スルコトヲ得」といふ中に、劇薬、毒薬が入つております。鳥獣に劇薬や毒薬を用いて、鳥獣を捕獲することができない。第十五条です。ね。そうして施行規則に鳥獣、いゝわゆる狩獲の対象になりますものには野猫、野犬があるんです。これにつきまして、私は農林省の林野庁のほうの意向を聞きまして、昭和二十四年でしたか静岡県の県庁のほうから問合せがありまして、林野庁のほうは鉄砲で撃つ狩猟法のはうは、山にいてる犬、山にいてる猫と、野犬、野猫をそう解釈しておる。街のものを、それを野猫、野犬とは解釈しない。だからこれは差支えないと、自分のほうの狩猟法の範囲には入らないのだといふふうに回答をしております。そうしますと、今度逆になりますと、実際に山にいます、二十頭、十頭と群をなして山にいてるものを、その野犬、野猫は、毒薬、劇薬を用いて捕獲することができなくて、街の中のものにはこれは捕獲することができるといふふうになつてちやうどです。でこれは狩猟法との関係がどうなつておりますか、これはもうやはり御研究を要する問題じやないかと思ひます。

それから次に、これは厚生省管轄になつておりますが、厚生省は、現在乳肉衛生課で、お乳と食用の肉をつかさどる課でつかさどつておりますが、課長一名に課員二名ですか、ほか兼務の方六名くらいいらつしやいますか、これが殆んど犬とか狂犬病とかいうものに余り経験のない方です。又地方自治団体においても、私が委員をしております東京都におきましても、今まで捕獲について試みましたが、ただただ、或いは投網に代るべき針金で作つたわなであつて、犬を追駆けてひつかけるだけなんです。これは犬と人間との、捕獲人夫との間が約四尺ぐらいに近付かなくちゃこれはつかまらないのです。その長さだけしか針金も針金も、その長さだけしか針金も針金も、つかまらないのです。この方法だけで捕えるのはとても困難だからと言つて、従来はよく薬品を使用しておつた。これはもつとそのほかの方法を研究した上で、初めて著しく困難だといふ場合が出て来るのじやないかと私は思つております。

それで前の監視時代はどんなことをやつておつたかと調べてみますと、うす、現在よりは進んでいるのであります。現在むしろ狂犬予防のやり方は後退しているのじやないかと思ふのであります。前には警官が戸別訪問いたしまして、犬のことを調べまして、それから犬の捕獲人夫と共に、警官が附添いまして、これをつかまえておりましたために、現在の予防員よりは權威があつたといふことが一つ、それから現在いたしておりますが、昔は牝犬が産出したときには全部警察に届けさせました。で、届けさせましたから、その牝犬がどこに行つたかという質問が又出るわけであつまして、二月、三月経ちますと、なぜ届出ないかという、届出の対象になつたのです。それから監視時代には、去勢を無料で行つておりました。このために街に監視庁から獣医さんを派遣いたしま

して、無料で雑種犬の去勢をしておりました。現在こういうことをちつともしてありません。それから又牝犬の避妊手術が、当時四円五十銭だつたそうですが、その三分の一の一円五十銭を、手術した獣医に監視庁から補助金を出した。それで一円五十銭所有者が出しまして、残りの一円五十銭は獣医がこれを負担する。いわゆる手術した獣医と監視庁と所有者と、三人が三分の一づつ出したというふうな、一つの去勢の奨励方法を講じております。それから薬品を撒布いたしますとつきまして、その撒布いたしますところの住民と、警官と、予防員と、三者が協議の上で、どの場所に薬品を置いたらいいかという協議をしておりました。そうしてきまりましたらその略図を書きまして、それを隣組に、旧隣組に全部廻しまして、危険防止をした。又畜犬届の出ています家庭には、はがきを以て、前以てこの場所に薬品を置くといふことを予告してあります。そうして而もその薬品は白い紙の上に載せまして、あとで回収が便利なるうが、黒い紙に載るうが、そんなことは考えませんから、人間が見えしやういふように、白い紙に載せております。そういうふうな、監視時代は、この一応の手を打つて、そうして薬品を出してありますが、現在はそういうことは全然ございません。

又これは申し上げていいかどうか知りませんが、登録料、犬は税金が取られていますが、そのほかに登録料というのを取られておまして、これは年に三百円、この登録料はこの狂犬予防法によりまして、狂犬予防以外の金に使

証明書がつかましてそういう狩猟の違反に一文句をいってあります。こういう制度を役員及び民間の人間、東京都では約二百名であります、これに委託いたしますれば、無届畜犬、注射をしない犬なんかはどん／＼注意を与えることができる。こう思うのであります。

それからもう一つは、小学校で子供に犬を飼つたならば必ず届出て注射をせよという知識を普及することです。なぜならば無届畜犬の九十九分は子供が野原から拾つて来る犬であります。これは飼つてもいいけれども、子供がかわいがるから仕方なしに残飯を与える。それが皆無届畜犬になる。それらが大きくなると皆野犬になつております。これは児童教育に徹底を図ることによつて、殆んど全部の犬が届出ができる、こう思うのであります。

それから先ほど申しましたように、要らない犬を持つて来る人に、不安を与えない設備と組織が必要だ。それから浮浪犬の収容につきましても、一個所だけでなくて、ほう／＼に収容所を作つてやること、それから犬とか猫とか人間の助力によらずにちや生さるゝとができない家畜、いわゆる野獣、野鳥、これは離せば自由になります。馬とか、山羊とか、豚とか、牛とは、馬とかがありますが、牛、山羊、馬は捨てる人はいませんが、人間にやらなくちや生活できない家畜を捨てることを禁止する、或いは罰する、こういう一つの制度が必要なんじゃないか。こういうふうな考へています。それから捕獲方法につきましても、私どもの諮問委員会での間ありまし

たときには、一案はドック・キヤッチャーが行きますと、犬が逃げた。もう一つは近付く方法はないか。一種の娯楽みたいなものであります。旧日本陸軍がアメリカの飛行基地に犬がいて入れなかつたもので、それから、どうして犬をこまかに入ろうかというときに作つたものがあります。それらの研究、それから投網などにしまして、針金では緊つて非常に痛い。柔らかなロープでは長い年月訓練しないとかけられない。ところが草にしますと一定の強さをしますと、それを割合にかけることができます。それで今まで日本で使ひました網若しくは針金を草にかえる。これは野獣なんかをつかまえる方法ですが、そういう硬さを持つていけば、非常に便利につかまえられる。或いは箱に餌を置いてつかまえる。檻の前に犬が来ますと自分の体重で扉が自然にあきまゝ、中に入るとしまつて出られない、こういうように一つの檻の方法、これはすべてアフリカあたりで使つております。或いは電気でありまゝ。或る所に餌を置いて、餌を食べたところをこちらから見て、スイッチを入れると引つくり返える、二分くらいは殆んど起きれませんからそれをつかまえる。これはアフリカあたりで猿をつかまえる方法であります。こういうふうにもつと考へればいろいろ／＼出ると思ひますが、今までのような方法だけでは、い／＼な方法を考へて適當なる施設をすれば、やはりつかまえない浮浪犬というものはないと思ひます。私は動物が好きで今までやつておりますが、とにかく食欲と性欲を持つております動物が人間の知識に對抗し

てつかまらぬというのではない。犬科動物、犬のような種類の中で一番利好きなものは狼ですが、この狼さへつかまる。まして都会の浮浪犬やなんが人智に對抗してつかまらぬ、そんなばかなことはない、もつとつかまえる方法を研究する余地が十分あるのじゃないか。

その次には国内に対する影響であります。毒薬を使つてもいいじゃないかというところが新聞に出て来まして、各地方に現在民間でそういうことをやる人間が出て来たのです。ついでに今年の三月になつてからの例だけあげますと、三月二十五日に港区麻布新龍土町においてアメリカのミセス・パロット、ニューヨーク・タイムズの支社長の奥さんですが、そのうちの愛犬が庭で遊んでいてつたり死んでしまつた。私のほうの病院長が行きまして薬殺の疑いがあるというので解剖をしたら、胃の中に立派に硝酸ストリキニンの反応が出たのであります。それから私たちの会の理事をしておりました者もやましくいつて調べさせましたところ、三月五日、十五日、二十一日、二十二日、二十四日、二十五日の六日間毎日一頭乃至五頭これはみんな薬殺です。家の中、庭の中に繋いであつた犬まで薬を投下されて殺されております。こういう予防法改正によつて、薬品で殺すことが許可されるならば、あれはうさぎからやつてもいいだろうというところで僅かの区域の目黒区中根町、自由ヶ丘、柿の木坂町で三月五日、十五、二十一、二十二、二十四、二十五の六日間に合計十六頭が殺されております。そういう社会的な影響もよく考へなくちやな

らんものだ。こう思うのであります。次に、これは撒きます毒薬であります。北海通なんかの例では、雪が積ります。これは一晩で積りますから今度は回収することができない。雪がとけた頃に犬が行つて食べてしまふ。とつとに制限期間は過ぎますから、飼主が安心してゐるうちに食べてしまふ。これは北海道大学の動物学助教授の市川助教授の飼犬にそういう例があるのではありません。それからこれは私確認しておりますが、何か殺鼠剤を拾ひまして、そうして近所の犬がうるさいというので掘越して投げてゐる。こういうような劇薬、毒薬は非常に危険なことでございまして、殊に日時と場所とを指定して撒くのですから、他人が拾つたり、悪用したりすることは簡単であります。医者でなければ手に入らない毒薬、劇薬も拾へば簡単であります。今までは番人もついておりませんから、簡単である。犯罪予防上も考へなくちやならない問題であるというふうに考へております。

国内だけでなく国外への影響であります。大体外国においてはそういうことをしないのであります。なぜかといふことは、動物の虐待を防止するといふことは、人間の残虐性を除くといふように解釈してゐるのであります。アメリカなんかの例を見ますと、ヒューマン・ソサイティーや、ヒューマン・エデケーション・ソサイティーの事業は動物が対象なんです。それでものを言えない動物に残虐なことをしないといふことが人道の基礎であつて、それが人類の平和の基礎となる。こういう教育を基本にしていますから、無駄な虐

待はしないのであります。殊にその会の、そういう全世界の会の連盟がヘーグにありまして、これはオランダの主宰になつております。動物の保護連盟、これは現在全世界五十八の団体が参加して、私たちも参加しております。これが一昨年でしたか、世界共通の動物保護法という虐待防止の法律……、法律がないのは日本だけですが、世界共通の動物保護法の案を寄せて来しました。それによりますといふと、毒を与える、或いは与えるためにおいた、或いはおかしめたというやうなことに對しては非常な嚴罰、最高の嚴罰に処してあります。それで英國なんかは勿論そうでございまして、英國の法律で許可されておりますのは鼠と二十日鼠、その他小さい動物の害獣を除くために毒物を置いたときは、ほかの動物がその場所に立入らないだけの設備をしなくちやならない。その設備というものは事件の弁護の一つの理由になる、このくらいにしか解釈していません。

それから狂犬病予防をどういうふうによつてゐるか申上げますと、英國の一番古い狂犬病予防法は一八七一年、今から八十年くらい前に出ておりますが、大体口輪であります。で、口輪をかけさせるのであります。その口輪は最初反對したのであります。かけますと、夏にはあ／＼言つて犬はいけなものでありますから、犬は汗線がありませんから口を空いて体力を調節いたしますので、口輪を反對したのであります。最近英國では頭まですつぽり被る、頭部を被る一つの輪がありまして、それでやつておるそう

待はしないのであります。殊にその会の、そういう全世界の会の連盟がヘーグにありまして、これはオランダの主宰になつております。動物の保護連盟、これは現在全世界五十八の団体が参加して、私たちも参加しております。これが一昨年でしたか、世界共通の動物保護法という虐待防止の法律……、法律がないのは日本だけですが、世界共通の動物保護法の案を寄せて来しました。それによりますといふと、毒を与える、或いは与えるためにおいた、或いはおかしめたというやうなことに對しては非常な嚴罰、最高の嚴罰に処してあります。それで英國なんかは勿論そうでございまして、英國の法律で許可されておりますのは鼠と二十日鼠、その他小さい動物の害獣を除くために毒物を置いたときは、ほかの動物がその場所に立入らないだけの設備をしなくちやならない。その設備というものは事件の弁護の一つの理由になる、このくらいにしか解釈していません。

それから狂犬病予防をどういうふうによつてゐるか申上げますと、英國の一番古い狂犬病予防法は一八七一年、今から八十年くらい前に出ておりますが、大体口輪であります。で、口輪をかけさせるのであります。その口輪は最初反對したのであります。かけますと、夏にはあ／＼言つて犬はいけなものでありますから、犬は汗線がありませんから口を空いて体力を調節いたしますので、口輪を反對したのであります。最近英國では頭まですつぽり被る、頭部を被る一つの輪がありまして、それでやつておるそう

であります、これは非常に高いものであつて日本では一般には無理だろ
う、ガス・コイン夫人から実は昨日聞
いたばかりなんです、そう言つてお
りました。それから英国は大体口輪に
は住所氏名を書かせる。日本は昔はあ
つたのが今それがなくなつて、警
視庁時代は口輪に飼主の住所氏名を書
かせたものですが、今はそれがあ
せん。英国はそれをやらせまして、狂
犬病が出たときには十五マイル乃至二
十マイルの地区は口輪をかけさせる、
こういふやり方で以て創部絶滅しまし
て、一八五五年のときには一カ年間に
狂犬病発生数が六百七十二であつた
のが、一九〇二年から一九一八年まで
十六年間といふものは、国内に一頭の
狂犬病もないぐらになつた。ところが
一九一八年の九月に或る一人の復員
の兵隊が一匹の犬を検疫を免れて密輸
した。それがたま／＼狂犬でありまし
たために、南部のイングランドとか、南
部ウェールズ地方に三百十九件狂犬病
が発生した。それが先ほど申し上げま
した口輪で以て三カ年間で一九二一年に
絶滅いたしました、それから今日まで
三十三カ年間といふものは、狂犬病は
英国じや一頭も出ておりません。ただ
出ましたのは、海外から来ましたが六
カ月間飛行場又は港で以て抑留され
るのであります、これは国王の犬で
も六カ月抑留されます。抑留されます
その中で今日まで二十三頭の狂犬が出
ております。国外から輸入されました
ために、六カ月間の抑留期間に出まし
たのが二十三件、それで一九三八年に
最後の狂犬病予防法が出ております
が、一番最近のものが出ております
が、それは狂犬病に侵された犬又は侵

されたと思はれる犬或いはそれらに咬
まれたと思はれる犬、これらが、検
査官がそういうものだと十分認められ
た犬は強制的に殺される、屠殺され
る。それから次に狂犬病に侵された犬
又は咬まれたと思はれる犬、或いはそ
れに咬まれたと思はれる犬、或いはそ
れらの犬猫に触れたことのあつたと
思はれる犬猫は隔離しなくちやなら
ない。ほかと全然別個にしなくちやなら
ないといふふうなこの二カ条になつて
おります。それしかないのですが、そ
れが随分過去において英国が狂犬病を
最初に撲滅する、いわゆる一八七一年
から一九〇二年に至る間には非常なむ
ごいことを毒薬や何かをどん／＼撒い
たのじやないかという説が日本で最近
唱えられましたが、ガス・コイン夫人
に聞きましたら、自分の生れる前のこ
とは知らんけれども、ひよつとしたら
そういうときには鉄砲を使つたかも知
れない。そういう薬品を使つたことは
今まで聞いたことがない、こう言つて
おります。それからアメリカなんです
が、アメリカの例を申し上げますと、
アメリカは皆州法です、州法がない
のですが、ニューヨーク市だけで畜犬
が約三十万頭以上、東京都の十四万頭
の約倍です。で、そこでは人間を咬ん
だ犬は衛生局の役人が犬を調査するこ
とができる。人の顔を咬んだ犬、顔を
咬んだ犬はニューヨークの動物虐
待防止会の犬舎に十日間抑留しなくち
やならない。こういうふうになつてお
る。

それから非常に注目すべきは町の浮
浪犬といふものは全部役人が野犬狩を
しませんが、ニューヨークの動物虐待
防止会がやつてゐる。毎日トラックで
町中歩きまして浮浪犬を集めまして、
そうして先ほど申し上げましたように、
健康な犬は新しい飼主を求めてや
り、不健康で飼主の希望のないものは
二日間抑留の上に処分をしてゐる。殺
してあります。で、捨てる必要のない
犬が生れまして、捨てる必要がない
ようにそこへ持つて行けば、或いは廻
つて来たトラックに頼めば、ちやんと
持つて行つてくれる。而も新しい飼
主に飼わせてくれるといふような設備
をしてあります。狂犬病の最も多いの
はアメリカで、シカゴなんです、こ
れが約畜犬が三十五万頭あります。そ
れで昨年の一九五三年の犬に咬まれた
人の数は千五百五十人、最も激しいと
きは二十四時間内に八十八名咬まれ
ております。それで町でも非常に驚きま
して、全アメリカ合衆国の衛生中央研
究所の所長のジュニウス・スチール博
士をわざ／＼シカゴ市に呼びましてそ
の対策を練つたのであります、浮浪
犬は毎日約百頭つかまえております
が、咬まれたために狂犬病になつ
た人間が出て来ましたので、非常な問
題になつたのでございますが、結局こ
れはやはり薬品を、毒薬、劇薬を使わ
ないで処理してあります。又テキサス
州のフリストンという町においては、
二百五十頭の犬を検査して八十三頭の
狂犬病菌を持つてゐる犬を発見してお
ります。これもやはり毒薬を使つてお
りません。

それでアメリカで一体狂犬病による
死亡者はどのくらいあるかと申します
と、一九五三年度は全アメリカにおい
て十三名死んでおります。日本におい
ては三名ですね。それから過去十二年
間のアメリカの平均の死亡者は一カ年
間二十六名であります。全米の畜犬数
は二千二百萬頭、これが日本と比較い
たしまして、日本は全国の畜犬数が約
二百萬頭だからアメリカの一割です。
それから咬まれて狂犬病になつた犬
は、昨年度は日本全国におきまして百
七十八頭、それから狂犬に咬まれまし
た人間が全日本で三百二十一人、こ
うなつてあります。それで死亡が三人、
東京都におきましては昨年度が、狂犬
に咬まれた人間が百五十九人、それか
ら狂犬病でない犬に咬まれた人が六千
六百五十四人、アメリカのほうが約十
倍畜犬数が多くて、そういう狂犬発生
率及び咬まれた人の数が非常に多いに
かかわらず、アメリカはやはり人道協
会と動物虐待防止会などの意見を聞き
まして毒殺、薬殺をいたしてあります
ん。シカゴあたりでは放し飼いの犬を
非常にやかましく厳禁してあります
て、犬を放している者は見つかれば第
に二十五ドル乃至百ドルの罰金に処し
てあります。これは昨年度シカゴがき
めました最近の法律であります。

インドはこれ又ひどい所でありま
す、南インドのクノール市のバスト
ウール研究所が扱いましたのは、一
九〇八年から一九四八年、約四十年間
に二十六万三千七百三十六名の患者を
扱つてあります。それでそういう狂犬
病にかかつて人を咬んだもの、動物が
又インドですから多くて、三十二種類
の動物を挙げられてあります。犬、ジャ
カル、狼、狐、猫、豹、いろ／＼なも
のです。それで死亡は、そのために死
んだ者は、犬に咬まれて死にましたの
が一千四十四名、ジャツカルに咬まれ
て死んだ者八十六名、狐に咬まれ
て死んだ者十名、これは狂犬病です
が、野犬に咬まれまして死んだ者が三
名、猫に咬まれて死にました者が一
名、豹に咬まれて死んだ者が三名、山
羊、羊に咬まれまして死んだ者が一
名、こういうふうになつてあります。
それで一九四八年は犬とジャツカルに
咬まれた者のみが死亡してあります
て、又アドラスというインドの州では
一九一三年から一九四八年までに死
した者が一万九千三百八十名、こ
ういふような一つの野犬の被害があ
ります、インドでもそういう薬殺は
してあります。又オーストラリアで
もいたしてあります、最近オース
トラリアではそこにおりますデン
ゴ、これは本場の野犬で猛獣の犬で
ありますが、これが牧場を襲うので、牧
場の保護のために硝酸ストリキニー
ネを使いまして、それが昨年度の世界動
物保護連盟の議題に上りまして、こ
れは反対抗議が世界連盟から出まして、
恐らく本年からは中止するだらうと思
います。

これらが各国の狂犬予防の現状であ
ります、このたびの一月二十日の
日比谷公園の毒殺及びこの狂犬予防法
ができましてからこれらのことが各国
に伝えられましたために、私のほうの
協会では英国のロイヤル・ソサイエ
ティ、これは王室の動物虐待防止会で
エリザベス女王が会長になつてありま
す、直ちに抗議が来まして、どうして
そういうことがないように闘つてもら
いたい、それからアメリカの北米合衆
国の動物虐待防止会、これからは長い
手紙が朝日新聞社長の村山さんに来ま
して、これが朝日イブニング・ニュー
スに来てあります。それでいろ／＼な
予防のための方法を建議してありま
す。私が驚きましたのはカリフォルニ

アのバロアルトという名前の小さい町
なんでありましたが、その動物福祉協
会理事長のミセス・バルバラ・デー
ニールという人から手紙が来まして、
自分の田舎の新聞で日本はこういう法
律が下院、衆議院を通つたということ
を聞いたが、これに対してはどうも
も反対してもらいたいという手紙が来
ております。だからそんなカリフォル
ニアの小さい町の地方新聞にまで日本
のこの狂犬予防法の改正案というもの
の話が伝わっている、そしてこれらが
皆反対している。最も驚きです。こ
は、三月十三日付のニューヨーク・タ
イムズの社説にこれが出ております。
ニューヨーク・タイムズが日本のこと
を社説に取上げて云々するということ
はこれは殆んどないことだと思ひます
が、これを取り上げて、この外国人
人が日本のことにそういう容喙をする
権限はない、これは国内的な問題であ
るけれども、こういうことは実にいけ
ないことだから何とかしてもらいた
い、最後にこの法案は非人道的な毒殺
方法を日本の輿論が看過するならば、
他の国の人々は決して賛めはしないで
あろう、参議院は必ずやこの法案を否
決し、他の方法による情けある決定が
なされるだろうと、こちらの参議院の
ことも申し上げております。衆議院が通つ
たことを説いておられます、これがニ
ューヨーク・タイムズがこういうこと
を書いたということは私は実に驚いた
のですが、昨日ですか、ニューヨーク・
タイムズ東京支局長リンゼー・パロツ
ト氏が見えましたが、ニューヨーク・
タイムズ社長はこの問題はどこまでも
日本の問題だけれども、自分たちは人
道上無視できないからどこまでも聞

う、こういうふうに社長は言つており
ました。ニューヨーク・タイムズ社長
はどこまでも聞、そして日本で反対
の立場の人々をどこまでも援助する、
こういう手紙が私宛、理事長宛に来て
おります。そういうことを言つてお
りますが、そのほかにかきつて申上げ
ました世界連盟、それからアメリカ全
部の連盟、それから英米王室の協会、
これらが全部日本の内閣に出先の大使
を通じて抗議文を出す、こう言つ
ておりますから、恐らくもう着くものじ
やないかと思ひます。これらのことが
対外的に非常に日本人が誤解される、
残虐な国民だといつて誤解される面が
非常に多いんじゃないか。これは私た
ちの会も戦争中に日本人が捕虜を非常
に虐待したといふことからこの会がで
きたのでございまして、日本人の捕虜
のインテリを印度で集めて、いろ
いろなテストを施した結果、動物に
対しては非常に残酷なことを平気でや
る、丁度日本の子供にしますならば、
とんぼをつかまえて揚子を付けたら
蟬の羽を取りました、そういうこと
で日本人が平生は非常におとなしい
が、何かの機会があつたときは、非常
に残酷なことをする、これは平和にな
つたら日本でも外国と同じような動物
虐待防止会を設けて、日本人にそうい
う残酷性をなくしてもらわなければ安
心してつき合えないというので、それ
でマツカーサー夫人が会長になられま
して、それでこれはお前は日本人の代
表だからというので選挙をされまし
て、それを何とか残酷性を取つてもら
いたい、そういう懸念なしにつき合え
るような民族にしてみたい、こう
言われたのであります。で、この会が

できたわけでありまして、そういうよ
うに世界の各国の民族が非常にこの大
戦によつて日本人を残酷性のある民族
だと考へているときに、又誤解の種を
播くようなことはよほど注意しなけれ
ばならない。そのほか方法が全然な
くて仕方がないのならばともかくも、方
法があるならやらないほうがいいのじ
やないか。殊に観光にもこれが大きく
宣伝されますと非常に差支えるのじや
ないかといふふうに思つております。
そう言いますと、お前は人間が大切
か、犬が大切かとすぐ言われますが、
犬といふものは動物の中で一番人間と
のいき合の歴史が最も古いものでござ
いまして、そして最も愛情に富んで
いて、人間のえらい人が失脚したとき
には、友だちも、周囲も寄りつく人が
なくなるのに、犬だけはその飼主が乞
食になつても、愛情に変わりがなく、墓
に入つても、犬がお墓の側に付いてい
て十何年離れなかつたという例がある
くらいなのであります。届出ないの
か、注射をしないといふのは飼つてい
る人間が悪くて、犬自身にはちつとも
罪がないのに、狂犬病予防のために捕
えられて殺されるということにつきま
しては、できるだけその犬自身の苦痛
の少くなるような方法をとるのが、こ
れは我々人間の責任じゃないか、そう
いふ一つの責任を持つて行つてこそ初
めて人類といふものが平和に到達でき
るのであつて、人類の利益のためには
如何なる方法を以てしてもこれを虐殺
をしてしまふまいかといふことは、これ
は最も私人間の文明の後退じやない
か、こう考へております。

○委員(上條愛二君) それでは今の
お話につきまして御質問を願ひます。
○有馬英二君 狂犬病予防ワクチンの
ことで参考人の北本さんにお伺ひいた
したいのですが、時間がなかつたので、
十分にお述べにならなかつたので
はないかと思ひますが、又余り専門
的なことをここで長いことお話を承わ
つても時間がありせんから、そう
いう意味であつたのかも知れませんが、
先ほどお触れになつたので、石炭
酸とそれから紫外線の方法という二つ
の方法が今でも両方併用して行われて
おる。どうして片一方にならないので
すか。その紫外線のほうがあとから研
究されて、そのほうが完全のようであ
りますが、どういふわけがこの両方と
も併用されるほうがいいのでありませ
うか。どういふわけなんですか。そ
いつを一つもう一度お伺ひしたいと思
ひます。

○参考人(北本治君) 只今の有馬博士
からの御質問、私の先ほどの説明が少
し足りなかつたかと思ひますが、併用
と申しましたのは、同じ人間に両方使
うというのではございせん、日本
の国内の状況を申上げましたときに、
例えば東京で私どもの伝研へいらつし
やる方は、紫外線照射ワクチン一本で
やつております。ところが大阪なり九
州なりへ参りますと、紫外線照射ワクチン
をやつていないところが多うございま
すから、それでカルボール・ワクチン
をやつておる、日本国内として見まし
た場合に紫外線照射ワクチンも行われ
ておるし、石炭酸照射ワクチンも併せて行
われておる。そういう、つまり場所を
異にし、人を異にして行われておる意
味の併用でございまして。同じ人に両方
のワクチンを使つておるといふ意味で
申上げたのではなかつたのでございま
す。そういうわけでございます。

○有馬英二君 それは両方ともが学問
的に殆んど同じ効果があるといふ意味
でありますか。或いは製造方法に優劣
がないといふことに帰するのでしょうか。
学問的に統一するといふ必要はない
のであります。それを一つお伺ひ
したいと思ひます。

○参考人(北本治君) 大変大事な御質
問でございまして、学問的な現在の段
階でございまして、私も申し上げてよ
ろしいと思ひますことは、紫外線照射
ワクチンにおいては、少くともここに
上げましたような何千人という数を扱
つて非常に効力もよく、副作用も少い
といふかなり確かなデータがあるとい
ふ点であります。そのほかのワクチン
につきましては少数例のデータはある
ようでありまして、まあ何千人という
ような非常にたくさんな数を正確に集
計したデータが乏しいのでございま
す。そういう点から申しますといふ
と、確かなデータに基いて只今処置を
講ずるといふ点から申しますと、紫外

線照射ワクチンのほうがいいというふう
に考えるのであります。ただ、紫外
線照射ワクチンが現在直面しておりま
す一つの大きな問題は、ワクチンの保
存性の問題でございます。学問的に申
しますと、その点だけが残つて
おるのであります。製造いたしました
から、石炭酸ワクチンの場合は大体半
年有効期間ということをお認めしてお
けでございますけれども、紫外線照射
ワクチンは只今のところでは液状のま
まにいたした場合は大体一、二カ
月というところがまあいいところであ
つて、そのために東京におきまし
ては新しいワクチンを次から次へ応
用することができまして、地方にも
そういうセンターができて、新ら
しいワクチンを次々作ることができ
るようになります。紫外線照射ワクチンに
全部切替えるということがやはり望ま
しいのじやないかと思うのであります
が、実際問題といたしましては現在東
京だけしかそういうことが実行できな
いものですから、全国的に見ました場
合にはまだ少しこの間に幾つかの段階
を要する、こういうふうな考えるわけ
です。なお、紫外線照射ワクチンを乾
燥凍結いたしました、いわゆる乾燥ワ
クチンにいたしますと、保存性
が長くなると思われまして、そうい
う研究もやつておるわけでありませ
れども、それは現在研究途上でありま
して、まだ結果として申上げる段階に
至つておりません。でありますから、
紫外線照射ワクチンと石炭酸ワクチン
は同じかということになりますと、片
方にはデータがあつて、片一方には
十分のデータが少し足りないように私
は感ずるのであります。正確な意味の

比較はできないのでありますが、デー
タのあるものについて見ました場合に
は、紫外線照射ワクチンのほうは一応
優れておるといふふうに推定されるわ
けであります。

○有馬英二君 北本参考人にも少し
伺いたのですが、ワクチンの効力に
ついてお答えでありましたが、副作用
についてワクチンの製造方法の差異に
よる何と言いますか、差異というよう
なものがないわけですか。

○参考人(北本治君) 先ほど印刷物を
お配りいたしました、有馬先生の
ところに行つておりますか、まだ行つて
おりません。副作用につきましては
、この紫外線照射ワクチンの場合は
非常に少ないということがわかつてお
ります。石炭酸ワクチンの場合はまだ余
り数が多くないのでありますが、最近
の市販のワクチンについてわかつてお
ります。二、三の例を申し上げますと、百
二十名のうちで五名、約五%に後麻
痺が出ておるような、そういう数字が
ございまして、この数字は数がまだ百
名の数字でございまして、余り断定的
なことを申上げるのは無理のように思
うのであります。紫外線照射ワクチ
ンの場合に八百三十八名のうち二名と
いうのに対して、一般石炭酸ワク
チン百二十名中五名というような数
字がございまして、この場合数が一方は
少ないのですから、私どもの感想とい
たしましては、石炭酸ワクチンによる
副作用が一体どのくらいあるかとい
うことを早急にデータとして集める必要
があるというふうな考えております。

○有馬英二君 新聞に書かれておるの
ですから、これはどうも本場に学問的
に言うべきことではないと思うのです
が、それが併し非常に誤解されておる
のは、ワクチンの副作用として、先ほ
どお話になつた精神障害と申ししま
うか、或いは性格の異常というよう
なことが起される。それがワクチンの注
射によつて脳の中に穴があく。そうし
てそれはレントゲンで写せば写ると
か、或いは見えるとかいうようなこと
が非常に誇張されておるのじやないか
と私思うのですが、そういうことの発
表が、何らか普通の人の正しく理解さ
れるように学者の発表があつて欲しい
ように思ふのですが、実際にいってど
んなものでしょうか。

○参考人(北本治君) 只今の御説の通
りでありまして、非常にセンセーシ
ョナルに扱われ過ぎた嫌いが、私どもの
目からいたしまして十分にあるよう
に思われるのであります。あの御研究
は非常に独創的なところがあつた
、従来あつたことに余り及びもつ
かなかつた点に注目されたという点
で、世界的な意味でも非常に興味のある
学問的には貴重な御研究であります
けれども、その発生率というものは、
先ほど申し上げましたように、軽い副作
用を全部とりまぜました数の大体十分
の一から十二分の一くらいに相当する
少数であります。レントゲンでわか
るほどの穴が脳にあいてしまつてい
うようなことは、もう極めてその中
でも又少数でありまして、その本体は、医
学的に申しますと脱髄性脳脊髄炎と称
される形でございまして、これは有馬博士
も御承知の通りでありまして、大体脳

の組織の中に脱髄現象が起りまして、
健康の組織のときと違つたこういう病
変が起るのであります。それは極めて
稀なものであります。ただ稀である
からいふんだというのではございませ
んで、我々研究者としては、如何に稀
であらうとも、尊い一命に關すること
でありますので、絶対にしたいとい
ふのが願ひでありますけれども、現在の
段階においてはまだそこまでは行つて
いない。併し非常に恐れて、そのため
に肝心の狂犬病を多数発生させるよう
なことになるのは、これは本末顛倒で
あるということが真相であると思ふの
であります。

○委員長(上條愛一君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕
○委員長(上條愛一君) 速記を始め
て。それでは齋藤さん、北本さん甚だ
恐れ入ります。只今から母子福祉資
金の貸付等に関する法律の一部を改正
する法律案の提案理由の説明を願いま
す。

○委員長(上條愛一君) 速記をとめ
て。それでは齋藤さん、北本さん甚だ
恐れ入ります。只今から母子福祉資
金の貸付等に関する法律の一部を改正
する法律案の提案理由の説明を願いま
す。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 只今議題と
なりました母子福祉資金の貸付等に関
する法律の一部を改正する法律案につ
きまして、その提案の理由を御説明申
し上げます。

○委員長(上條愛一君) 速記をとめ
て。それでは齋藤さん、北本さん甚だ
恐れ入ります。只今から母子福祉資
金の貸付等に関する法律の一部を改正
する法律案の提案理由の説明を願いま
す。

改正の第一点は、修学資金及び修業
資金を父母のない児童に対して貸し
付けることにいたしました点であります。
母子福祉資金の貸付等に関する法律
は、母子家庭の福祉の増進のため極め
て有効な働きを示しておるのでありま
すが、父母のない児童に対しまして
は、社会的或いは経済的条件におきま
して、母子家庭の子よりも一般的に

低いものがあるにもかかわらず、修学
資金又は修業資金の貸付を受けること
ができなかつたのであります。これは
公平の見地から見ましても問題であり
ますが、最近では、一定の知識とか技
能を身につけたいと一人で生活して行
くのは容易ではないのであります。こ
の父母のない児童の不利な条件を除
去又は緩和するために父母のない児童
に対しましては修学資金又は修業資金
を貸付け、将来独立して自活すること
のできる能力を得る機会を与えること
にいたしましたわけでありまして、
貸付に關する事務に要する費用を加
え、その限度を規制することにいたし
た点であります。母子福祉資金の貸付
業務は、都道府県の事務として実施さ
れておるのであります。貸付を行う
に當つての調査、指導とか償還とかに
關する事務は貸付制度の運用について
欠くことのできないものであるにもか
かわらず、地方財政の逼迫している現
在、都道府県が事務費の必要額を十分
に確保することが困難なのであります。
従ひまして事務費を一般会計から
の繰入金のほか、償還金の利子、違約
金等を財源として支出することができ
るようになしたわけでありまして、
以上が改正案の大要であります。何
とぞ御審議の上、速かに可決せられ
んことをお願い申し上げます。

○委員長(上條愛一君) この詳細な点
についての政府委員からの説明は次回
に譲りまして、本日は本案はこの程度
にいたしたいと思ひますが、御異議ご
ざいせんか。

○委員長(上條愛一君) 異議ないと認
めさせていただきます。

○委員長(上條愛一君) 異議ないと認
めさせていただきます。

めします。

○委員長(上條愛一君) それでは先ほどの参考人に対する御質疑を継続して頂きます。

○湯山勇君 北本さんにお尋ねいたしたいと思うのでありますが、犬に予防接種した場合に、予防接種の効果が発現されるのはどれくらい期間たつてからか。その免疫の有効期間でありますね。それは大体現在のところどれくらいになっておりますか。

○参考人(北本治君) 犬でございますね。犬の場合は大体二週間ぐらいから、或いは早いのは一週間、これは細かい数字を私によつと持合せておりませんが、大体十日前後から始まつて参りまして、半年から一年は大体続くわけでござります。隙間ができませんように、或る程度間隔をせばめて注射を実施するというのが望ましいわけでございます。

○有馬英二君 齋藤さんにお伺いをいたしたのでありますが、外国においてはどのような薬を用いておられますか。

○参考人(齋藤弘吉君) 外国では、狂犬病予防のために薬殺しておるといふことは知りません。薬を使つていないと思ひます。ただ特定の犬を、捕獲した犬を殺すときには、獣医が犬の心臓に硝酸ストリキニーネの薬物を注射いたしましたねむらせることはいたしませんけれども、薬を日本みたいに撒布してそれを食べさせて殺すということはどうも聞いておりません。

○有馬英二君 それでは睡眠剤或いは麻酔剤のようなものを使つて眠らして捕獲するということとはやつてお

りましようか。

○参考人(齋藤弘吉君) そういふことは今の国でやつておりません。私のほうの協会では、そんなに日本で捕獲に困るものならば、毒殺というふうな新開で伝えたものでありますから、若しも毒殺するんだつたら、麻酔薬のほうがいよいよやないか。それでこちらのほうでも実験して見ましたが、御存じの通り、体重一キロについて〇・一でしたかを食せさせました。こちらがやつたのではなく、病院長がやつたのですが、胃の中に物があつたときなど、ときで大分違ひまして、あるときは三時間乃至四時間経つてから八時間乃至九時間眠りまして大体死にます。それでこの間なんかに十一時間眠つて、眠つたまま死んでしまひました。あいつらば撒かれたときには、一つの定量を食べるから殆んど全部が死ぬのではないかと思ひます。それからもう一つは、有馬さんは御専門だと思ひますが、本当に飼われてゐる犬が若しも間違つて食べましたときは、それが家に帰つて、そうしてすぐ眠り始めた、それで早期に発見したときは、これはすぐ手当をすれば生きるのじやないかという希望を持っております。それで若しも薬を使うならば、麻酔薬がどうだろつというのを内閣総理大臣宛に陳情したのであります。その使ひました薬はフェノバルビツル、これは人間の手術のときの麻酔薬で、これを体重一キロにつき〇・一グラム内服させる、こういうことになっております。

それからこのことも東京都の衛生局なんかの意見を聞いたのであります。高いものでは困る、ストリキニーネが一番安い、一つで何百というものが死

にますから、これも大体中型の犬の致死量が約百三十くらい、そうしますと今までの例が毒団子が五十個から二十五個でありますから、五十個を最高量といたしますと千五百円くらいの費用でできる。そうすると各府県の予算内でも十分できるんじゃないか、こういうふうな考えまして陳情書を出したわけでありまして。

○有馬英二君 なおほかにフェノバルビツルばかりでなしに、有効な薬といふようなものは御実験になりましたかどうか。

○参考人(齋藤弘吉君) 私のほうではしておりませんが、最近厚生省の乳肉衛生課でそういう薬品の実験をしてゐるというのを聞きましたので、私のほうの病院のドクターを派遣して立会せまして、それは風を獲る殺鼠剤プラトールだつたのであります。これは詳しく聞いておりませんが、食べさせたのと、皮下注射、血液注射、三通り三匹の犬に実験いたしました。それでございまして、最初は夕方になつてもびん／＼してゐるので工合が悪かつたが、一日か二日経つてから死にました。これは恐らく前に長野県で殺鼠剤を農林省が配付した、アメリカのプラトールが何か忘れましたが、畑に撒きました。そのために犬が何百頭で、何千頭で被害をこうむりまして、林野庁で統計をとりました。林野庁で同じ農林省に抗議を申込んだことを知つておりますが、同じような殺鼠剤ではないかと思つております。ほかの薬を又実験するように申付けてあります。まだ報告がございせん。

ほかの薬は高いので、できるだけ安いのか駄目だろつというので一番安い

のを実験したわけでありまして。

○谷口弥三郎君 齋藤さんにちよつとお伺いしたいと思ひますが、この狂犬はまあ地方的に、例えば九州のごときは殆んど狂犬なんというものはない、ように聞いております。この表によりますと、二十三年に人間で狂犬病が一人だけ出てゐるというのであります。が、大体東京附近に非常に多くて、そして九州方面に非常に少いというの、何か地方的に特に多い、又地方的に少いというのはどういう理由であるかといふようなことは何らわかつてゐるようなことはありせんか。

○参考人(齋藤弘吉君) 私は東京都の狂犬病防審議会の委員を四年間やつておりましたが、やはり都会は人口が稠密しておりますので、そうしてそういう犬を無届で飼つたり、半ば飼ひ、半ば野犬のようにしておつても世間に目立たない。田舎でございまして、すぐあそこの家で犬を飼つてゐるけれども届け

ていないとか、注射済みのメダルをつけていないといふようなことがすぐわかるのであります。その点非常に取締りが簡単ではないか。都会はそういうことは非常にむづかしくて、犬取りが行きまして、長屋の者がお互いに隠し合つてかくまつたりしてしまふので、そんなことがあつたので、民衆の協力を得ることが少い、又民衆の協力を得るような方法をとることが非常に少いために、そういう都会の犬には注射を受けない犬が多い。東京におきましては届出ましたのは今日聞きました。が、昨年十四万何千頭が届出でありますが、約十萬頭は届出のない犬、或いは浮浪犬があるのではないかと思ひますが、本当の野犬といふものは先ず

ないのではないか、これは山か何かに本当に野生してゐる犬でありまして、これらは夜くらゐしか活動できません。東京都の野犬といふものは、先ず無届畜犬と浮浪犬であります。

○谷口弥三郎君 一つついでにお伺いいたしますが、犬の狂犬病という数は全国でどのくらいであるか、おわかりになりますか。

○参考人(齋藤弘吉君) 全国での狂犬病発生数でございまして。これは各県別になつておりますが、大体東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、茨城、栃木、福岡、岡山でございまして、昨年度十二カ月の全部の数を合計しましたものは百七十八頭であります。そのうち東京が一番多くて百二十八頭、神奈川が十七頭、それから次に多いのが栃木の十頭、あとは大体七頭、三頭、二頭といふような状況であります。

○谷口弥三郎君 北本さんに一つお伺いしたいと思ひます。最近ではバスターール・ワクチンから石炭酸ワクチン、又フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

たが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出ましたが、フォルマリンのことがお話に出

比較は、ちよつと手許にないのてござい
ますが、非常に近いものでございま
す。

○谷口弥三郎君 いま一つ伺います。
先刻のお話にも、又実際にこの狂犬病
ワクチンをやつたあとで、新聞に出て
おるような一歩も脳に空洞ができると
いうのは、これは絶対にないものだ
というふうに考へるのですが、実験的に
犬が予防的に狂犬病のワクチンを受け
て、そのあとで脳の状態とか或いはレ
ントゲンで撮つたあとというふうな御
経験がございますか。

○参考人(北本治君) これは狂犬病の
研究班のような研究グループがござい
まして、その中で、まあ私どもの教
室の大谷君というのが関係いたしてお
りまして、主として東大の脳研のメン
バーでございます。犬を何匹か実験し
たのがございまして、それが、それで見
ますという、どうも人間ほど大きな
病巣はできないのでございまして。小
さい病巣が縞のようにぼつ／＼と散在し
てできるのが実際に証明されておるの
であります。

○谷口弥三郎君 小さい病巣でも、そ
れがどのくらいに率に出ておるとい
うことはわからないのですか。

○参考人(北本治君) 率は、何分にも
非常に研究費が足りませんので、何回
も使つてやるということがございま
せんと、それからそういうときには成
るべくそういう病変が余計出ますよう
にアピナイズドと申しまして、ほか
のそういうものを促進するような物質
を加えて実験することが多いもので
から、率はわかつておりません。

○谷口弥三郎君 少しくどいようござ
いしますが、北本さんにお伺いします

が、新聞で全体に狂犬病ワクチンに対
する恐怖心が非常に出ておると思いま
す。従つてそれを何とかして取除くた
めに、もつとそういうふうな実験を少
し金が必要でもおやりにならうとい
う何かないのですか、そういうふうな御
計画はありませんか。

○参考人(北本治君) 勿論あれでは非
常に誤解を招きますし、実際狂犬病と
いう恐るべき病氣に対する処置が非常
に不利になるのじやないかと思いま
すので、各方面からいろいろ研究をや
りたいと思つて皆でやつておるわけ
でございまして。只今のようないふ
面からどうしてそういう病変が起るか
ということについては勿論やつてお
ります。それは現在では大体脳物質の
レールギートというのが一番有力な説
でございまして、ワクチンの中に含ま
れておる動物の脳物質が、人間の脳と
レールギート反応を起して、そうして
ためにそういう変化が起る、こういう
考えが有力なものでございまして、
そういう方面から考えますという、
脳物質をなるべく取除いたほうが副
作用が少い、んじやないかというわけ
で、現在では脳物質を殆んど含まない
ようなワクチン、いわゆるワイールス
だけを使うようなワクチンができれば
なおいいんじやないかというので、い
ろいろな超遠心法を用いましたり、最
近におきましてはメタノール沈澱法と
いうのと、それから超遠心分離機を使
います超遠心法と、この二つを両方併
用いたしましたようなワクチンも試作
しておりますし、そういうのが現在の
ところでは実験室的にはまあ一番いい
段階まで行つておるわけございま
す。それをだん／＼人間に移したいと

いうのが我々の願ひであります。な
お、少し余談になるかも知れませんが
が、狂犬病は御承知のようにワイール
スの病氣で、ワイールスが大体百から
百五十、一二五ミクロンと言われてお
りますが、何かこういふワイールスに
効くような抗生物質なり、或いは科学
療法剤が発見できれば一挙に解決され
てしまふのであります。ですからそう
いう方面の科学療法則、或いは抗生物
質の方面からものと狂犬病治療とい
うものを一方に脱みながら、それが実験
するまでの間今のようないふワクチンに
よる治療というものを如何に副作用を少
くし、救助率を高めるかというふうな
ことで、今両面からやつておるわけ
であります。ただ何せいろ／＼な動物
が非常にたくさん要る実験が多いもの
ですから、只今現にやつております後
麻痺のいろ／＼な実験にいたしまして
も、動物の数が非常に少いのでありま
す。それでそういう点がもう少し自由
になれば、もう少しいろ／＼なことが
わかるというふうな思つております。

○湯山勇君 齋藤さんにちよつとお尋
ねいたしたいのですが、さつきは狩獵
法の場合ですね、次のものは云々とい
う種類の中に、野兎というのがありま
すが、野犬、野猫というのもありま
すが、これはたゞいる場所によつて野猫
とか野兎、野犬と、そういうふうな言
つたというように先ほどおつしやいま
したか、それは農林省の見解でござい
ますが、静岡県のほうのことござい
ますか。

○参考人(齋藤弘吉君) 静岡県から林
野庁の猟政調査課のほうに問合せがあ
つた。それは昭和二十四年でございま
したか、狂犬予防法が関係しておる毒

薬を撒布するためだろうと思いま
すが、撒布するにつきましては、狩獵法
にこれは禁止されてゐるんじやないか
というふうなことから質問と思いま
すが、林野庁のほうでは、狩獵法によ
る対象は、山にゐる野猫、野犬であつ
て、人間の住んでゐる町中にゐる犬猫
はまあ狩獵法による野犬、野猫とは認
めない、こういう回答をしておりま
す。

○湯山勇君 これは相当学問的な、分
類学的な立場から言つて、野犬とか野
猫というものは、野原にゐるから野犬
であり野猫であるとするならば、山に
ゐるなら山猫とか山犬と、こう言わ
なくちやならん。ところが山犬と今の犬
とは全然種類が違ふわけだ。それか
ら又山猫というの、山にゐるという
ので山猫だとすれば、これは千島にい
る山猫それだけじゃないわけだ、この
表現というものは極めてあいまいなも
のだと思ひますが、これは動物界に関
係していろいろやる方の御意見として
はどういうふうにお感じでございま
すか。

○参考人(齋藤弘吉君) 私が動物学会
のほうの何をしておりますが、私の専
門をやりましたのは犬科でございま
す。犬科動物で、これは化石、亜化石
から出ておりますが、これは日本では
今おつしやつたように、千島以外には
本場の野生の猫はおりません。本州、
九州、四国、北海道には野生の猫とい
うものは石器時代からずつとおりま
す。それから犬でございまして、本
当のクオン・アルピナスとか或いはカニ
ス・プスというふうな犬科動物は日本
には一匹もおりません。これは亜化石
時代から、すべてゐるのは日本狼だけ

でございましたが、これは明治三十八
年に絶滅いたしましたから今日まで生
きてゐるといふ確実な資料は全然あり
ません。従つて現在山にゐる猫、
或いは山にゐる犬は、家猫又は家
犬が野生化したものだけであります。

○湯山勇君 そこで今のうしろのほう
にある種類でございまして、これは普
通のやうな今の犬でしたらカメラや種
でございまして、それだけでございま
すね、ですから犬もそういうふうな野
犬とか野猫という表現自体に非常にあ
いまいな問題があるわけございま
す。その点については別段学会とし
ては注意とか何らかの御意見をお述べ
なつたことはございせんか。

○参考人(齋藤弘吉君) ございませ
ん。この狩獵法の名前が直ちに学名の
ように厳密なものというふうにとつて
おらないものでございまして、つい今
まで申上げてございせん。

○藤原道子君 今の湯山さんのあれに
関連するのですが、狂犬の場合には、
結局山へ逃げ込んだ。それがたゞ／＼
禁獵地区の山であつたというふうな場
合には、これを毒殺、劇薬等を使えば
これに對しては罰則が、一年以下の懲
役又は五万円以下の罰金に処すとい
う、ことに厳重な罰則ができておるの
です。これらについて、これは何
とか考へなければならぬことにな
るのじやありませんか、厳密に言つ
て……罰則が付いてゐるのですよ。
五万円以下の罰金、一年以下の懲役と
いうふうになつてゐるのです。これな
んかは全然問題にならなかつたので
す。

○参考人(齋藤弘吉君) さつき申上げ
ましたように、現在の厚生省の狂犬病

予防法改正案と狩猟法との関係がどうもはつきりしていない。相衝突するものがそのままついていると私申し上げたのでありますが、今おつしやいましたのにちよつとお答えいたしますが、狂犬病にかつた犬は物を食べないので、狂犬病にかつた犬は物を食べないので、ごさいいます。食欲が全然ございませ

せん。物を食べられません。水も飲みません。そのため必ず何か狂犬病にかつたけれども、半年も一年も生きておつたというところは全然ございませ

せん。これは必ず死にます、物を食べられないのが原因ですから……。ですから先ほどの十八条の二も、薬殺という

のも狂犬病にかつた犬は駄目です。移るかも知れないという周囲の犬を殺すだけしか役立ちません。

○湯山勇君 そこで山に近いところ

で、今の狂犬の犬に咬まれた犬が逃げ山に入つた場合には、薬殺すれば狩猟法違反になるのでしょうか。

○参考人(齋藤弘吉君) 現在ではな

ります。○西岡ハル君 北本先生にお尋ねいたしますが、今月になりました、ちよつと何新聞か今失念いたしましたけれども、狂犬病の犬に八歳くらいの子供さんが十六名咬まれたという記事が出ておりました。その結果どういうよう

なことがなつたか、私ひそかに心配いたしましたけれども、おわかりでございませうか。

○参考人(北本治君) 何区の何でござ

いましたか。○西岡ハル君 ちよつとよくわかりませんが、丁度この委員会での問題があつたもので、私非常に心配いたして

おりました、あんな記事が出ましたことは今お話があつた、非常に皆

さん恐怖心を起しておりますわけですから、十六名もの集団的な子供さんが咬まれた。その結果はどうなつたという

ことを一応私は発表されて、皆さん安心ができるようにして頂きたい。

○参考人(北本治君) 先ほど申し上げ

ましたように、最近の紫外線照射ワクチンでございまして、先ず一命はみんなと

り取りとめられます。その点は安心して頂いてよろしいのです。狂犬は一匹出ますと、先ず十名くらいは咬ま

す。ですから一匹出ますと、立ちどころに十名くらいやられます。昨年私の

ほうに一人狂犬病で死なつた方がありましたが、それは咬まれた方が、御両親が忙しかつたとおつしやつてお

射をなさつたが、予防注射を怠つて全然注

射して、二日目くらいに亡くなりました。発病しますという、御承知の通り百パーセント駄目なんです、成るべく早くワクチンを射しておけばいい

わけです。○参考人(齋藤弘吉君) 先ほどちよつとお答えしたのに不備な点がありま

したので……。狂犬病に咬まれた犬が山に逃げ込みましたときに、ただ毒薬か

劇薬を用いて、或いは鼠とか何か十五

条の禁止の掘銃、危険なる鼠、陷阱などを使用すれば罰せられますけれども、そのときは知事の権限で、害獣駆除の許可を受ければ罰せられません。それからちよつと北本さんのお答えになつたことで、私から申し上げますが、一匹の狂犬が出ると約十人くらい咬まれると言いますが、都会なんかで十人くらい咬まれることがござい

ますが、何分東京都は衛生局と財務局と又違うものから、まだそれが実行されておられません。非常に簡便な方法が現在では発明されております。○藤原道子君 八百円くらい……。○参考人(齋藤弘吉君) 八百円くらいと大阪では聞いております。三分の二から半分以上府が獣医師に補助金を出す。そうすると残つたものを犬の所有者が負担するというような方法になつております。何らかの奨励法を講ずれば、非常にいいのではないかと。それから私のほうで雑種犬を飼つて

いる人が病院に来ますが、それを薦めますと殆んど希望しまして、去勢若しくは避妊をしております。○藤原道子君 是非それを一日も早くやはり発表して、我々が言つても素人ですから、学会から權威ある発表をされるということが一番大事だと思いますのでどうぞよろしく願ひいたします。○委員長(上條愛一君) それでは本案に対する質疑はこの程度にいたして打ち切りたいと思ひますが御異議ございせんか。○異議なし」と呼ぶ者あり。○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。参考人の北本さん並びに齋藤さんには長い間貴重な御意見を発表して頂きまして誠に有難うございました。厚くお礼を申し上げます。それでは本日はこれにて散会いたします。午後三時四十一分散会。三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。一、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十二日) 二、戦傷病者、戦没者遺族等援護法

の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十二日）

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、国立療養所の病床増加等に関する請願（第一八八六号）

一、未帰還者留守家族等援護法中一部改正に関する請願（第一八九三号）（第一九三二号）

一、生活保護費増額に関する請願（第一八九八号）

一、指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願（第一九〇九号）（第一九四二号）

一、戦傷病者援護に関する請願（第一九四〇号）（第一九四六号）

一、国立療養所給食費増額に関する請願（第一九四二号）

一、社会保険診療報酬に関する請願（第二〇〇四号）（第二〇〇五号）

一、保育所設置費国庫補助増額に関する請願（第二〇二八号）

一、社会保険費算増額に関する請願（第五四四号）

一、指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願（第五四四号）

第一八八六号 昭和二十九年三月十二日受理

国立療養所の病床増加等に関する請願者 東京都中野区新井町五

一四 井上五郎

紹介議員 堂森芳夫君

近時結核性疾患とくに肺結核に対する治療は、化学療法や外科療法等いちじるしい進歩を示し、死亡率も顕著な減少をみせているものの、患者数は一向

に減少しないばかりかむしろ増加の傾向にあり、現在の公私立病院を含む約十七万床の結核病床では到底必要を満すに充分でないから、昭和二十九年に国立療養所の病床を三千床増床せられるとともに、これに伴う医師、看護婦、その他医療技術者、事務員等を一千二百名増員せられたいとの請願。

第一八九三号 昭和二十九年三月十二日受理

未帰還者留守家族等援護法中一部改正に関する請願

請願者 佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会内

安永沢太

紹介議員 松岡平市君 杉原荒太君

全国留守家族の一人一人が大きな期待をかけていた中央、ソ連の引揚再開は何れも部分的引揚げに過ぎず、大多数の留守家族はまたも焦燥とおう悩のどんぞこにつきとおされ、もはや精神的にも経済的にも堪え得られない現状であるから、（一）未帰還者留守家族等援護法の立法根拠は名実共に国策補償の精神を基本とすること、（二）未帰還者の適用範囲はホーチミン軍、インドネシア反政府軍等南方各地域の特殊環境下にある者にまで拡大すること、（三）父母に関する留守家族の手当支給条件は撤廃すること、（四）留守家族手当の月額生活保護法の最高基準まで引き上げること、（五）第十三条は削除すること、（六）遺骨埋葬経費、遺骨引取り経費は全未帰還者に拡大支給し、合計金額五万円に引き上げること、（七）療養の給付は全未帰還者に拡大適用すること、（八）帰還手当は法文化し金額を

三万円に引き上げること等の本法改正を図られたいとの請願。

第一八九八号 昭和二十九年三月十二日受理

生活保護費増額に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内三ノ一都職員労働組合

内 栗山益夫外四千八百八十八名

紹介議員 重盛壽治君

昭和二十九年一般会計予算案は、若干の修正をみて去る三月四日衆議院を通過したが、本予算案全般に流れる根幹は政府が意図する防衛費予算であるため、そのしわ寄せが社会保険費をはじめ一般国民の安定を担う重要経費の削減となつて現れ、従つてこのまま実施されるならば生活要保護者および失業者等が多数続出し、一大社会不安を醸成し出すことが予想されるから、社会保険制度確立のため善処せられたいとの請願。

第一九〇九号 昭和二十九年三月十五日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願

請願者 神戸市兵庫区塚本通三ノ九 潮田富二郎外三百十四名

紹介議員 赤木正雄君

指定薬品以外の医薬品販売業者（旧呼称薬種商）は、全国七千有余の無医、無薬局村はもと論、全国津々浦々まで医薬品を供給しているが、現在これら業者は何等資格を認められておらず、単に地方庁の営業登録だけでこの重要な業務に従事していることは、国民保健衛生上まことに寒心に堪えないところであるから、薬事法の改正に際しては、これら業者を医師、助産婦、保健婦、理容師、美容師等と同様全国共通の資格制度によつて保護するとともに、「指定薬品以外の医薬品販売業者」の名称を適当な呼称に改められたいとの請願。

衛生上まことに寒心に堪えないところであるから、薬事法の改正に際しては、これら業者を医師、助産婦、保健婦、理容師、美容師等と同様全国共通の資格制度によつて保護するとともに、「指定薬品以外の医薬品販売業者」の名称を適当な呼称に改められたいとの請願。

第一九三二号 昭和二十九年三月十六日受理

未帰還者留守家族等援護法中一部改正に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡瀬田町南大萱 松田はる

紹介議員 村上義一君

この請願の趣旨は、第一八九三号と同じである。

第一九四〇号 昭和二十九年三月十六日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 千葉市若葉町千葉県傷一軍人連合会内 河野治平

紹介議員 川口爲之助君

日本傷一軍人会は、傷病恩給、年金の復活に依つて、更に傷一軍人の援護を拡充強化するため、（一）戦傷病者の実態調査を徹底的に実施すること、（二）困窮傷一軍人を更生せしめるため、生業資金の貸与、集団施設、授産場の設置を図ること、（三）戦傷病者のための結核療養所及び精神病院を設置すること、（四）戦傷病者の互助共済のための医療、宿泊、集合、精神修養等を行う戦傷病者集会ホームを全国数箇所に設置すること、（五）傷一軍人証、章、門標を制定配布すること等の援護更生事業に邁進しているから、これに必要な資金として、新聞紙上に伝えられる接収ダイヤモンド貴金属による政府収益の一部を分与せられたいとの請願。

第一九四二号 昭和二十九年三月十六日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する請願

請願者 千葉県千葉郡幕張町五六六 志村百太郎外十九名

紹介議員 川口爲之助君

この請願の趣旨は、第一九〇九号と同じである。

第一九四二号 昭和二十九年三月十九日受理

国立療養所給食費増額に関する請願

請願者 山口県熊毛郡阿月村田中忠夫外三百四十六名

紹介議員 安部キミ子君 赤松常子君 岡田宗司君

昨年十二月一日から国立療養所患者の入院料は、一日三百五十円に引き上げられ、当然給食費が百五十五円に増額されなければならぬのが、僅かに九十六円であり、しかも厚生省内規により〇・五パーセント控除された九十四円が給食実費であつて、これでは到底結核患者に必要な最低限度の栄養さえも維持することができないから、国立療養所入院患者の給食費を一日百三十円に増額するよう予算措置を講ぜられたいとの請願。

第一九四六号 昭和二十九年三月十九日受理

戦傷病者援護に関する請願

一三

請願者 岐阜市神室町四ノ三六
加藤亮一
紹介議員 古池信三君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第二〇〇四号 昭和二十九年三月十九日受理

社会保険診療報酬に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒八ノ五三三 大平島
紹介議員 柳原亨君 谷口弥三郎君 中山壽彦君 堂森芳夫君 吉田萬次君

現行の社会保険は、はなはだ複雑多岐にわたっており、その間に何等の統一性がないため事務と経済にはなはだし無駄がある等幾多の改善すべき点があるから、とくに当面の喫緊事として、(一)社会保険関係費の増額、(二)社会保険診療報酬の適正化、(三)制限診療の撤廃等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇〇五号 昭和二十九年三月十九日受理

社会保険診療報酬に関する請願

請願者 京都市上京区丸太町通智恵光院東入京都府医師会内 鈴木仙次郎外一千七百二十名

紹介議員 谷口弥三郎君 堂森芳夫君 吉田萬次君 柳原亨君

現在社会保険の診療報酬は、一般物価の上昇に比してその三分の一以下に抑圧されており、最早国民の医療を適正に遂行し得ない段階にまできている。このことは医療機関経営の破たんをも

たらし医療を低下陥せしめ国民保健上放置できない重大問題であるから、社会保険診療報酬の適正化を図るため一点単価二十円に改正せられたいとの請願。

第五二八号 昭和二十九年三月十日受理

保育所措置費国庫補助増額に関する陳情

陳情者 宮崎県議会議長 日高弥一

従来保育所の措置費は地方財政平衡交付金によつて交付されていたのであるが、昨年度から補助金制度に改められたことは、児童福祉行政の推進と保育事業の円滑化のためにまことに適切な措置であつたが、市町村に対する保育所措置費国庫負担の概算交付額は所要申請額の四十パーセントに過ぎず、このような少額の経費では到底保育所の円滑な運営を期待することは不可能であるから、本事業の重大性にかんがみ、児童福祉法第五十三条の規定を厳守して保育所措置費国庫負担概算交付額を所要申請額の八十パーセントに増額交付せられたいとの陳情。

第五四一号 昭和二十九年三月十日受理

社会保険費予算増額に関する陳情

陳情者 群馬県太田市大島太田病院内 上田秀治

昭和二十九年社会保険費は、政府の言によると、二十八年と同様に回復されたといわれるが、既に地方の福祉事務所においては、医療費の一部負担金を増したり、医療の打ち切り等が行われており、全国四百万に及ぶ結核患者

は、このため、極度の不安におのいつている現状であるから、昭和二十九年における社会保険費を増額せられたいとの陳情。

第五四四号 昭和二十九年三月十八日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する陳情

陳情者 徳島市籠屋町二 阿部文夫 外百八十四名

現在わが国の薬種商は、何等一定の資格なく単に地方庁の免許によつてその業務に従事するに過ぎず、今日医師、医科医師、獣医師、助産婦、看護婦、保健婦、理容師、美容師、あんま術師、毒物劇物営業管理人等保健衛生に携わる者のほとんどが資格をもたなければならぬ制度であり、全国共通であるのに反し、薬種商のみがこのままの姿で放置されていることは不合理であるから、保健衛生の完べきを期するため、指定薬品以外の医薬品販売業者(旧呼称薬種商)の免許制度を全国共通の資格制度に改められたいとの陳情。